

つぶやきがんちゃんの

生活知恵袋



せいいかつちえぶくろ

Vol. 118



齋藤廣勝 (さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFF®ライティファイアードファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

●補償内容と限度額

弁護士の必要性が理解されても、その補償範囲はいかに…他の保険でもそうだが、保険に加入することが目的になってしまって、内容が理解されいないことが少なくない。殆どの方は弁護士を日常的に利用することは無い。どんな時に利用できて、どれだけの費用が掛かるかは想像もつかないだろう。最低限の補償内容については理解していただきたい。

●どんな時に使えるの!?

自身が加害者の事故では、仮に相手との交渉で弁護士が必要になったとしても、対人・対物の補償における示談交渉の範疇となり、自らが弁護士依頼を意識する必要はない。それゆえ、どの弁護士がどのような交渉をし、どれだけの費用が掛かったか知ることもほぼ無い。であれば、どんな時に役に立つかを改めて考えてみよう。

弁護士費用特約がもつとも役立つのは、「もない事故」の時の示談交渉だ。典型的な例を挙げれば、「信号待ちで停車中に追突された」、「駐車中にぶつけられた」といった事故では、

保険と暮らしの相談センター

あなたの夢の実現へのお手伝い!!

相談メニュー

- 家計の総合診断(ライフプラン)
- 保険加入・見直し(生命保険・損害保険)
- 住宅取得、住宅ローンの見直し
- 子どもの教育資金計画
- 年金・老後資金計画

相談料は無料です!!



株式会社
トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

●営業時間 / 9:30~18:30(土・日・祝9:30~17:00)

●定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611

Fax 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>



詳細はホームページでもご覧いただけます。

こちらに一切の過失はなく、相手方の過失が100%となる。この場合、賠償額の交渉などを自分の保険会社が対応してくれますが、「もらい事故」に代表される相手の過失が、100%の事故では示談交渉をしてくれない。

こちら側にも過失があれば、自分の保険会社の担当者が相手方と示談交渉にあたってくれるが、相手への賠償が発生しない100対0の事故では、保険会社は示談交渉の場に出たても、出ることが出来ない。えつなんど…と首をかしげるかもしれないが、そもそも自動車保険は事故相手への賠償に備えるためのものなので過失がないケースでは役に立たない。

【では、どうやって交渉するの?】

自分の加入する保険会社が示談に出て来られないとなると、相手側(加害者や保険会社)と示談交渉をするのは被害者本人がやるしかない。そんなことを言つても、法律的な知識や保険の仕組みを知らない一般人が、保険会社と対等に渡り合えるわけがない。加害者側が誠意ある姿勢を見せ、納得いく賠償金額を提示してくれれば問題はないがそう易々とはいかない。「過失を認めない」「損害の一部を認めない」「話し合いや示談にも応じない」などで、膠着状態になってしまふことさえある。最悪なケースでは、加害者が自動車保険に入しておらず、しかも示談や話し合いに応じない、さらには賠償金の支払い能力が無いといったこともあり得る。

【弁護士費用特約の出番】

上記のようなトラブルになった場合には個人で対応するには八方塞がりになりかねない。そこで登場・出番なのが弁護士だ。先に最後の旨と表現したが、依頼者の主張や権利に基づく補償を得るために交渉の代理人となるのが弁護士なのである。泣き寝入りになりかねないような状況にあっては、"地獄に仏"ともいえるのかもしれない。



●弁護士費用特約がなければどうなる?

示談交渉・裁判は弁護士を頼まなくても出来ないわけではないが至難の業だ。個人で弁護士を依頼しようとしても気になるのがその費用だ。日常的に利用することは少ないし、かかる費用のイメージはほとんどの人がない。損害賠償における裁判ともなると結審・判決までには1・2か月という訳にはいかないし、時には2・3年に及ぶことも珍しくない。また、費用も5万や10万というわけにもいかないし100万単位と考えねばならない。相手方保険会社との示談交渉を自分で行うことは、大きな負担となることも少なくないのだ。また、主張の違いによる争いのケースや、後遺障害が残る可能性がある場合には、専門知識がないことは戦いにならないし、結果として不利な示談結果となってしまいかねない。結審までに費やす時間や費用を考え、止むに止まれず断念することにも…。

●弁護士費用特約を利用すると

弁護士費用特約の最大のメリットは、弁護士費用の心配をせずに示談交渉を弁護士に依頼でき、結果として「交渉を有利に進められる」とことと言える。仮に満足のいく結果にならなかつたとしても、費用倒れということにもならない。また、費用もさることながら、弁護士に示談交渉の全てを任せられるメリットは、知識も成す術も持たない「個人にとって、そうしたギャップを埋められることと、何より安心感ではないだろうか。弁護士に依頼することは、本来得られるはずの補償交渉を積極的に進めることができるし、示談結果はより有利なものが期待できる。弁護士費用特約の利用範囲は、

【家族全員が対象】

弁護士費用特約は被保険者(保険の対象者)以外も利用できることは、あまり知られていない。被保険者の家族全員が対象になるので、家族の保有する車それぞれに付ける必要はない。(※ただし重複契約が全く無駄かといつと

うでもなく、利用限度枠が広がることになる)さらに、契約者と家族は契約車両に乗っている事故だけではなく、バスやタクシーに乗っていた場合でも利用できる。(一部の保険会社を除く)

【家族以外もOK】

家族以外では、契約している車の所有者および搭乗者(乗っていた人)は、被保険者の家族でなくとも弁護士費用特約を利用することができる。友人・知人を車に乗させていた際、友人がケガを負つしてしまった場合にも、本人と同様に弁護士費用特約を利用できる。

●保険を使うと保険料はどうなる

自動車保険を使うと翌年以降の保険料が上がる場合があるため、少額の損害の場合、自費で修理することもあるが、弁護士費用特約は「ノーカウント」扱いのため安心して利用できる。

●弁護士費用特約の検討を

誰もが、いつ加害者に、いつ被害者になつてもおかしくない。加害者になると備えるのが自動車保険(対人・対物)の補償であるが、弁護士費用特約は、自分が被害者となつたときの備えとして必須と言つてもいい位に重要なだ。不幸にも交通事故の被害に遭つてしまつたとき、費用の持ち出しを心配することなく、十分な補償を受け円滑な解決を図るためにも改めてお勧めしたい。最近、保険会社による改定も行われており、「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」を新設し、日常生活被害事故および自動車対人加害事故の弁護士費用等を補償の対象に追加するところも出ている。交通事故及び日常生活におけるトラブルを回避するには、この「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」+「個人賠償責任保険」があれば攻守ともにほぼ完ぺきだ。

●来月号は

程なく、新社会人がデビューする季節だ。何事も最初が肝心…。そこで、新社会人としての備えと心構えについて考えることにする。